

## 参考2 4市の主要事業比較

税金や使用料・手数料などの市民が市に支払う料金等（市民負担）と、市民が市から受けるサービスの水準の中から、代表的で関心が高いと思われるもの9指標を選んで、4市の現状を比較した。

合併する場合、4市の状況が異なるものについては、合併協議会において調整の方針等を定め、事業ごとに対応を協議し、調整を行っていくこととなる。

### ① 市税

各市の市税は下表のとおりである。4市の間で差があるのは、法人市民税の法人税割、事業所税、都市計画税となっている。このうち、事業所税は、人口30万人以上の都市等を対象とする一定税率であるため、合併した場合には、鎌ヶ谷市の事業所等も課税対象となる。

法人市民税と都市計画税については、制限税率以下の率で各市が課税しているため、合併する場合には、統一が必要となる（入湯税の課税免除等の規定も同様）。

ただし、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法。平成22年3月31日失効）により、合併年度及び続く5年度に限り不均一課税が可能である。

市税の状況（平成19年度）

税目		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	税率の種類	
市税の概要	個人市民税	均等割	3,000円/年			標準税率	
		所得割	課税総所得金額の6%			標準税率	
	法人市民税	均等割	5万円～300万円			標準税率 (制限税率1.2倍)	
		法人税割	14.7%…資本金5億円以上	14.7%…資本金1億円超	14.7%…下記条件以外	14.7%	標準税率 (制限税率14.7%)
			13.5%…資本金1億～5億円	12.3%…資本金1億円以下	12.3%…資本金1億円以下 税額500万円以下		
	固定資産税	1.4%			標準税率		
	軽自動車税	同一内容			標準税率 (制限税率1.5倍)		
	市たばこ税	1,000本につき3,298円			一定税率		
	入湯税	課税免除あり		日帰り100円	条例に規定なし		標準税率
		課税免除あり		課税免除あり			
事業所税	資産割	600円/㎡(事業所床面積)			なし	一定税率	
	従業者割	従業者給与総額の0.25%			なし	一定税率	
都市計画税		0.3%	0.3%	0.23%	0.3%	(制限税率0.3%)	

※標準税率…地方自治体が課税する場合に、通常よるべき税率(財政上の特別の必要がある場合はこの限りでない)

※一定税率…地方自治体が課税する場合に、これ以外の税率によることは許されない税率

※制限税率…地方自治体が課税する場合に、超えてはならない税率

### ② 国民健康保険料（税）

国民健康保険では、4市のうち市川市のみが「税」の制度を、他の3市は「料」の制度を採用している。合併する場合は統一が必要であるが、「料」に統一する場合も「税」の場合に準じて、合併年度及び続く5年度に限り不均一賦課が可能である。

「医療分」の保険料（税）額は次頁表のとおり、船橋市は所得割と均等割を、他の3市は所得割・均等割・平等割を採用している。このため、単純な比較は困難であるが、次頁表の

モデルケース 2 例（A さん世帯、B さん世帯における世帯当たりの合計額）においては、市川市・船橋市が低めの金額となっている。事業内容では、医療給付等、ほぼ同一である。

被保険者 1 人当たりの医療分のコスト（国民健康保険事業特別会計の歳出総額から、介護納付金を引いた額を、被保険者数で割ったもの）には、大きな差が見られない。

**国民健康保険料（税）【医療分】の状況・国民健康保険事業の概要（平成 19 年度）**

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	
名称	保険税	保険料	保険料	保険料	
所得割	算定基礎額の8.7%	算定基礎額の9.13%	算定基礎額の9.43%	算定基礎額の9.35%	
均等割	18,000円/人	21,950円/人	22,500円/人	21,000円/人	
平等割	20,400円/世帯	—	15,900円/世帯	19,000円/世帯	
世帯限度額	530,000円/世帯	560,000円/世帯	560,000円/世帯	560,000円/世帯	
★モデルケース					
保険料・税	Aさん世帯の場合	所得割 367,140円	385,286円	397,946円	394,570円
	夫・事業所得450万円	均等割 54,000円	65,850円	67,500円	63,000円
	妻・給与収入103万円 (給与所得38万円)	平等割 20,400円	0円	15,900円	19,000円
	子・小学生	計 441,540円	451,130円	481,340円	476,570円
	Bさん世帯の場合	所得割 34,800円	36,520円	37,720円	37,400円
	前年の年金が、	均等割 36,000円	43,900円	45,000円	42,000円
	夫(68歳)・200万円 (雑所得80万円)	平等割 20,400円	0円	15,900円	19,000円
	妻(66歳)・80万円 (所得0円)	計 91,200円	80,420円	98,620円	98,400円

※「算定基礎額」=前年中の所得金額-33万円  
 ※「計」=世帯員の保険料合計を10円未満切捨

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	
事業概要	医療給付	全国一律			
	高額療養費	全国一律			
	入院時食事療養費	全国一律			
	出産育児一時金	350,000円	350,000円	350,000円	350,000円
	葬祭費	50,000円	※ 100,000円	50,000円	50,000円
	人間ドックへの助成	10,000円~240,000円	—	—	—

※平成20年4月より50,000円の予定

コスト	被保険者1人当たりのコスト(年額)	218,410円	225,355円	222,392円	226,172円
	人口1人当たりの一般会計からの繰入金(法定以外の分)	4,704円	5,168円	2,996円	3,387円

※コストは平成 18 年度決算から算出

国民健康保険（医療分）は、原則として 50%を国・県の支出金で、50%を保険料でまかなう制度であるが、医療費の増加等による財源不足や保険料の負担緩和等のために、各市とも一般会計からの繰入れを行っている。

人口 1 人当たりの一般会計からの繰入金（法定以外の分）は、上表のとおり、船橋市が最も高くなっている。仮に合併に際して、保険料（税）を低い水準に統一した場合には、一般会計からの繰入金が増え、新市の財政を圧迫することになると考えられる。

### ③ 介護保険料

介護保険の被保険者は、65歳以上の「第1号被保険者」と、40歳以上65歳未満の「第2号被保険者」とに分けられる。第2号被保険者の保険料は、社会保険や国民健康保険等の医療保険の「介護分」としては徴収される。

各市の介護保険料（年額）は、下表のとおりである。

#### 介護保険料の状況（平成19年度）

40歳以上65歳未満の方の保険料（国民健康保険加入者の場合）＝国民健康保険料（税）の「介護分」

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
名称	市川市 保険税	船橋市 保険料	松戸市 保険料	鎌ヶ谷市 保険料
所得割	算定基礎額の1.0%	算定基礎額の1.2%	算定基礎額の1.61%	算定基礎額の1.48%
均等割	7,200円/人	9,610円/人	12,900円/人	13,000円/人
世帯限度額	90,000円/世帯	90,000円/世帯	90,000円/世帯	90,000円/世帯
★モデルケース				
Aさん世帯の場合 夫(46歳)&妻(43歳) 夫・事業所得450万円 妻・給与収入103万円 (給与所得38万円)	所得割 42,200円 均等割 14,400円 計 56,600円	52,640円 19,220円 69,860円	67,942円 25,800円 90,000円	62,456円 26,000円 88,450円

65歳以上の方の保険料

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
基準額	44,400円/年	44,400円/年	46,080円/年	43,800円/年
第1段階	基準額の0.5	基準額の0.45	基準額の0.5	基準額の0.5
第2段階	基準額の0.5	基準額の0.45	基準額の0.5	基準額の0.5
第3段階	基準額の0.75	基準額の0.7	基準額の0.75	基準額の0.7
第4段階	基準額	基準額	基準額	基準額
第5段階	基準額の1.25	基準額の1.25	基準額の1.25	基準額の1.25
第6段階	基準額の1.5	基準額の1.5	基準額の1.5	基準額の1.5
第7段階	基準額の1.75	基準額の1.8	基準額の1.75	基準額の1.75
★モデルケース				
Bさんの場合 75歳。一人世帯。前年の 年金が79.2万円、市民 税非課税	22,200円	19,980円	23,040円	21,900円
Cさん世帯の場合 夫・68歳。市民税課税 で、前年の年金が300万 円(所得180万円)。 妻・66歳。市民税非課税	夫 55,500円 妻 44,400円 計 99,900円	夫 55,500円 妻 44,400円 計 99,900円	夫 57,600円 妻 46,080円 計 103,680円	夫 54,750円 妻 43,800円 計 98,550円

介護保険については、国・県・市や各被保険者の費用負担の割合が法によって定められており（下表）、保険料は、各市が介護保険給付に要する費用を割り返して決定される。

このため、仮に合併した場合には、新市の介護保険事業費（見込み）をもとに算出することとなり、市民負担の低い市に合わせるといった調整は行えない制度となっている。

#### 介護保険の財源（平成18年度～20年度）

介護サービス利用者負担金	1割
保険料+公費	9割
介護保険料(65歳以上)	19% +(5%-調整交付金)
介護保険料(40歳以上65歳未満)	31%
市の負担金(一般会計からの繰入)	12.5%
県の負担金	12.5%
国の負担金	20% +調整交付金5%以内

仮に合併した場合、国からの「調整交付金」が一本化されるが、現在の4市の率に大きな差がない（鎌ヶ谷市 0%～市川市 1.54%）ことから、影響は小さいものと考えられる

#### ④ 保育料

保育料は、世帯の税額と通園する子どもの年齢から、各市が独自に定めた保育料表に基づき算定される。市によって保育料表が異なるため、単純な比較は困難であるが、下表のモデルケース（Aさん世帯、Bさん世帯、Cさん世帯の世帯当たりの月額保育料）を見ると、市川市が高めで、鎌ヶ谷市と船橋市が低めの金額となっている。

第2子、第3子以降の軽減率は4市とも同一（第2子は半額、第3子以降は無料）である。

保育事業の内容を比較すると、市立保育園の保育時間や受入最低年齢、病児（病後児）保育等の実施状況、給食の実施方法で、4市の間に大きな差は見られない。一時保育の実施施設の割合は、鎌ヶ谷市と市川市がやや多めとなっている。

保育児童1人当たりの保育関係コストを比べると、市川市が高めで船橋市が低めの傾向にあるが、保育児童1人当たりの保護者負担額には、コスト差ほどの開きは見られない。

仮に合併する場合の保育料の調整としては、いずれかの市の保育料に合わせる、保護者の負担が高くないように統一の保育料を設定する、国の保育料徴収基準額に一定の軽減率を掛けて統一の保育料を定める、統一後の負担額が合併前よりも上がる市については経過措置を設ける等、様々な方法が考えられる。

保育料の状況・保育事業の概要（平成19年度）

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
最高階層の税額	1,125,000円以上	585,000円以上	675,000円以上	1,000,000円以上
★最高階層の保育料(月額)				
3歳未満児	66,000円	60,000円	64,700円	65,400円
3歳児	32,000円	28,800円	30,000円	29,100円
4歳児以上	26,000円	26,900円	25,200円	23,900円
第2子の保育料	半額	半額	半額	半額
第3子以降の保育料	無料	無料	無料	無料
★モデルケース				
Aさん世帯の場合 前年の所得税が3千円、3歳児が通園中	15,000円	10,800円	12,500円	11,700円
Bさん世帯の場合 前年の所得税が50万円、4歳児と1歳児が通園中	58,300円	55,650円	56,600円	53,350円
Cさん世帯の場合 前年の所得税が80万円、2歳児が通園中	66,000円	60,000円	64,700円	62,800円

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
市立保育所数	28園	27園	23園	4園
うち民間委託	0園	0園	3園	0園
私立保育所数	24園	28園	22園	3園
保育時間(市立)	7:15~19:15	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00
受入最低月齢	産休明け(生後57日目)	産休明け(生後57日目)	産休明け(生後57日目)	産休明け(生後57日目)
一時保育実施施設数	19施設	10施設	13施設	4施設
病児(病後児)保育実施施設数	2施設	1施設	2施設	5施設
給食の実施方法	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
保育児童1人当たりの保育関係コスト(月額)	125,686円	104,819円	110,594円	112,563円
保育児童1人当たりの保護者負担額(月額)	24,349円	22,608円	22,934円	21,621円
保護者負担率	19.4%	21.6%	20.7%	19.2%

※コストは平成18年度決算から算出

※「保育児童1人当たりの保育関係コスト」には、保育所費の総額から、保育所の整備費・一時保育・団体補助を除いた額を、年間延べ入所児童数で割ったもの

※「保育児童1人当たりの保護者負担額」は、保育料の現年分の総額を年間延べ入所児童数で割ったもの

### ⑤ 下水道使用料

平成 18 年度の下水道処理人口普及率(行政区域内人口のうち処理区域内に住む人の割合)は下表のとおりである。普及率が相対的に低い鎌ヶ谷市と船橋市においては、対前年度伸び率 3 %前後のペースで、下水道整備を進めている。

下水道事業の概要 (平成 18 年度)

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
概要				
処理区域内人口	294,800	327,100	359,409	51,873
下水道処理人口普及率	63.1%	54.5%	76.5%	49.7%
対前年度伸び率	0.3%	3.1%	1.2%	2.8%

下水道使用料は、4 市とも基本使用料と従量使用料(使用水量の多寡に応じて算定される料金)からなる累進制を採用しており、市によって累進度が異なるため、単純な比較は困難である。使用水量ごとの下水道使用料は下表のとおりであり、例えば、10m<sup>3</sup>(立方メートル)使用した場合には松戸市の使用料がもっとも高いが、50m<sup>3</sup>使用した場合には松戸市がもっとも低くなる。

また、1 m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料は下表(コスト欄)のとおり、松戸市が低めとなっている。

下水道使用料の状況 (平成 19 年度)

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
下水道使用料				
基本使用料	945円	624.75円	1,012.2円	945円
★使用水量ごとの使用料(月額)				
10m <sup>3</sup> 使用の場合	945円	939円	1,012円	945円
20m <sup>3</sup> 使用の場合	2,446円	1,884円	2,356円	2,415円
30m <sup>3</sup> 使用の場合	4,158円	3,617円	4,057円	4,305円
50m <sup>3</sup> 使用の場合	8,106円	8,447円	8,068円	8,715円
100m <sup>3</sup> 使用の場合	20,023円	22,884円	24,007円	21,315円
コスト				
1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理原価	214.2円/m <sup>3</sup>	185.0円/m <sup>3</sup>	230.2円/m <sup>3</sup>	311.1円/m <sup>3</sup>
1m <sup>3</sup> あたりの下水道使用料	152.6円/m <sup>3</sup>	153.3円/m <sup>3</sup>	138.9円/m <sup>3</sup>	150.9円/m <sup>3</sup>
汚水処理費に占める下水道使用料の割合	71.3%	82.9%	60.3%	48.5%
汚水処理費に占める一般会計からの繰入金金の割合	28.7%	17.1%	39.7%	51.5%

※コストは平成 18 年度決算から算出

なお、下水道事業には「雨水は公費、汚水は私費」の原則があり、管理運営費(下水道事業費のうち建設費以外の部分。下水道施設の維持管理経費と市債の償還経費を含む)のうち汚水処理に要する費用は、下水道使用料でまかなうのが原則とされているが、現実には、一部を各市の一般会計からの繰入金で補っている。

汚水処理費に占める下水道使用料の割合は、上表のとおりであり、使用料で 82.9%をまかなっている船橋市から 48.5%の鎌ヶ谷市まで、大きな開きがみられる。これに伴い、一般会計からの繰入金金の割合も、市による差が大きくなっている。

合併市町村の事例を見ると、合併時に統一したケース、当面は統一せず旧市町村の料金体系を使用するケース、数年内に統一するケース等が見受けられる。

## ⑥ 乳幼児医療費助成制度

平成 19 年度の乳幼児医療費助成制度（子どもが医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を助成する制度）の 4 市の概要は下表のとおりである。

市川市・船橋市・松戸市は、0 歳から小学校就学前までの子どもの入院と通院・調剤を対象に、自己負担金（入院は 1 日 200 円、通院は 1 回 200 円）以外の医療費（保険診療の自己負担分）を助成している。

鎌ヶ谷市は、入院については 3 市と同様であるが、通院については 0 歳から 4 歳未満の子どもを対象としている。

この事業については、県基準（鎌ヶ谷市と同一）の範囲内は、費用の半額が県から助成される仕組みとなっており、県基準を超える部分は、各市が費用の全額を負担している。

仮に合併する場合には、公平性を保つために、4 市の水準を統一する必要があると考えられる。

乳幼児医療費助成制度の概要（平成 19 年度）

		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	県基準
概要	入院助成(対象)	0歳～就学前				同左
	入院日数制限	1日以上				同左
	通院・調剤助成(対象)	0歳～就学前 ※19年4月～	0歳～就学前 ※19年4月～	0歳～就学前 ※19年10月～	0歳～4歳未満	0歳～4歳未満 ※H19年10月～
	自己負担金	入院:200円/日、通院:200円/回 (市民税所得割非課税世帯は無料。調剤は自己負担なし)				同左

※市川市:保護者の総所得の合計額が703万円を超える場合、4歳～就学前の通院・調剤は助成対象外

## ⑦ 重度心身障害者医療費助成制度

平成 19 年度の重度心身障害者医療費助成制度（重度心身障害者が医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を助成する制度）の 4 市の概要は下表のとおりである。

4 市における助成の内容、助成対象の範囲は、ほぼ同一（県基準並み）となっている。

仮に合併する場合にも、大きな調整は必要ないものと考えられる。

重度心身障害者医療費助成制度の概要（平成 19 年度）

		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	県基準
概要	助成内容	医療費の自己負担分を助成(保険適用は除く)				同左
	対象	身体障害者手帳1・2級 療育手帳・Aの1 身体障害者手帳3級 で療育手帳Aの2・B	身体障害者手帳1・2級 療育手帳Aの2以上			同左
	所得制限	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年10月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年10月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が20万円以上は対象外 ※19年8月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年10月～	世帯(医療保険単位)の市民税所得割額が23万5千円以上は対象外 ※19年8月～
	入院食事代	補助対象外 ※19年10月～	補助対象外 ※19年10月～	補助対象外 ※19年4月～	補助対象外 ※19年10月～	補助対象外 ※19年4月～

## ⑧ ひとり親家庭医療費助成制度

平成 19 年度のひとり親世帯等医療費助成制度（ひとり親家庭・父母ともいない家庭の親または養育者及び子どもが、医療機関で保険診療を受けた際に医療費の一部を助成する制

度)の、4市の概要は下表のとおりである。

受診者の自己負担額は、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市は同一(県基準並み)であり、船橋市のみが、市独自に限度額を若干引き下げている。

受給資格者の範囲(対象範囲)も、市川市・松戸市・鎌ヶ谷市が同一(県基準並み)。船橋市のみが独自の所得限度額を設けて、県基準よりも広い範囲を受給対象者としている。

また、松戸市・船橋市は独自に入院時食事代の助成を行っている。

この事業については、県基準(鎌ヶ谷市と同一)の範囲内は、費用の半額が県から助成される仕組みとなっており、県基準を超える部分は、各市が費用の全額を負担している。

仮に合併する場合には、公平性を保つために、4市の水準を統一する必要があると考えられる。

### ひとり親家庭等医療費助成制度の概要(平成19年度)

	市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市	県基準
自己負担額(入院)	300円/日	200円/日	300円/日	300円/日	300円/日
自己負担額(通院・調剤)	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円	通院・調剤1回につき200円(診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円を限度とする)	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円	診療(調剤)報酬明細書1件につき1000円
対象範囲	児童扶養手当の対象世帯	独自の所得限度額を設定	児童扶養手当の対象世帯	児童扶養手当の対象世帯	児童扶養手当の対象世帯
その他		-入院時食事代を助成 -対象者に受給者証を交付(医療機関の窓口で提示し、自己負担額を超える分を支払う)	-入院時食事代の一部、証明手数料(限度額200円)を助成		

※「診療(調剤)報酬明細書」=医療機関が患者の自己負担額を除いた医療費を保険機関に請求するための明細書。月に1回請求するため、上表の自己負担額(通院・調剤)は、同一医療機関に同じ病気等がかかった場合、各市とも1カ月に1000円が限度となる。

## ⑨ 老人医療費助成制度

平成19年度の老人医療費助成制度の、4市の概要は次頁表のとおりである。

70歳以上の高齢者及び65歳以上の寝たきりの方については、国の制度が存在する。70歳未満の高齢者を対象については、市により、独自の助成制度を設けている。

4市のうち、独自の制度を設けているのは船橋市と松戸市であり、対象者の範囲は船橋市の方が広がっている。

この事業については、県からの助成はなく、各市が費用の全額を負担している。

仮に合併する場合には、公平性を保つために、4市の水準を統一する必要があると考えられる。

高齢者医療費助成制度の概要（平成 19 年度）

		市川市	船橋市	松戸市	鎌ヶ谷市
概要	75歳以上・一定程度の障害がある65歳以上の人(参考)	国の老人保健法の対象(1割または3割を窓口で負担等) ※平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行			
	70歳～74歳(参考)	国の高齢者医療制度の対象(1割または3割を窓口で負担等)			
	★70歳未満を対象とする市の独自制度				
	制度の有無	※19年6月末で廃止	有	有	無
	内容	老人保健法の対象者と同じ負担額となるよう医療費(医療保険との差額)を助成 * 差額ベッド料 1,500円以内/日 * 入院者おむつ代 12,000円以内/月	老人保健法の対象者と同じ負担額となるよう医療費(医療保険との差額)を助成	老人保健法の対象者と同じ負担額となるよう医療費(医療保険との差額)を助成	
対象者	69歳	①69歳、68歳 ②65～69歳で、常時1人暮らし又は6か月以上寝たきりの人	69歳		
所得制限	住民税非課税世帯のみ対象	住民税非課税世帯のみ対象	生保基準の1.2倍までの世帯のみ対象		

⑩ まとめ

- ・市民負担・市民サービスのうち、代表的な9指標（市税、国民健康保険料(税)、介護保険料、保育料、下水道使用料、乳幼児医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、老人医療費助成制度）について、4市の状況を比較したところ、重度心身障害者医療費助成制度以外の8指標では、4市の状況に差が見られた。
- ・市税のうちの事業所税（一定税率）と介護保険料は調整の余地はないが、それ以外の指標については、仮に合併する場合、合併協議会で調整の方針等を定め、事業ごとに対応（統一するか否か、統一する場合はその方法等）を協議し、調整を行っていくこととなる。